

添付書類に係る詳細事項

1 登記事項証明書（又は市町村長が発行する身分証明書及び営業証明書）

(1) 原本提出、又は原本提示の上写しの提出

（郵送による申請の場合で、原本の返却を求める場合は、宛先を明記し切手を貼った返信用封筒を同封すること。）

(2) 申請書提出日から遡及し、3ヶ月以内に発行されたもの

※会社以外の法人・中小企業組合等の場合は、定款又は寄附行為を添付すること。
※中小企業組合等の場合は、協同組合等の概要及び組合員名簿を添付すること。

2 納税証明書

(1) 原本提出、又は原本提示の上写しの提出

（郵送による申請の場合で、原本の返却を求める場合は、宛先を明記し切手を貼った返信用封筒を同封すること。）

(2) 申請書提出日から遡及し、3ヶ月以内に発行されたもの

(3) 納税証明書の種類について

ア 道税（道が賦課徴収するものに限る。）

道税事務所又は振興局が発行する「道税について滞納がないこと」を証明するもの

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

※本店が道外であっても、道内に支店等をおいている等の理由で北海道に納税義務がある場合は、アの「道税に滞納がないことの証明書」を提出してください。この場合、本店に係る「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」については提出不要です。

ウ 消費税及び地方消費税

税務署が発行する「書式その3」又は「書式その3の3」

※未納税額のない証明用

3 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類

(1) 健康保険・厚生年金保険

次に例示した書類など、届出の状況が確認できる書類のいずれか一つ（写し）

・保険料納入告知額・領収済額通知書、社会保険料納入証明書、保険料納入確認書

・適用通知書、資格取得確認書、標準報酬月額決定通知書

(2) 雇用保険

次に例示した書類など、届出の状況が確認できる書類のいずれか一つ（写し）

・保険関係成立届、概算・確定保険料申告書、納付書・領収証書

(3) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入義務のない場合

社会保険等適用除外申出書を提出

4 誓約書（その1及びその2）

5 小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類

小売電気事業者の登録に係る経済産業大臣通知の写し

※一般送配電事業者である小売電気事業者は提出不要。

6 供給開始日から送電することができる者を示す資料

(1) 一般送配電事業者との接続供給兼基本契約書の写し又は接続供給契約の締結証明書の写し

※一般送配電事業者である小売電気事業者は提出不要。

(2) 接続供給兼基本契約を締結していない場合は、次の資料

ア 記述内容 全体的な供給開始日までの流れ、日程表

イ 詳 紹 (ア) 本件に係る電源の確保状況

(イ) 北海道電力株式会社との接続供給に係る諸手続の状況

(ウ) 納電運用に係る諸手続の状況

※接続検討結果書等、既に交付を受けている書類があれば、写しを添付すること。

7 高圧電力の供給実績があることを証する書類

別紙供給実績調書及び契約書の写し

8 貸借対照表及び損益計算書